

二宮町議会災害対応行動マニュアル

二宮町議会及び議会議員は、震度 5 強以上の地震が観測された場合、又は台風等の風水害、河川氾濫及び土砂災害等の被害が確認され、町に災害対策本部が設置（3 号配備）された場合には、非常事態に即応した役割を果たすため本行動マニュアルに基づき行動する。

災害発生

- 安全の確保
- 本会議中は休憩又は延会⇒地域の活動支援

安否確認

- 安否確認情報システムによるメールを受信したら報告
- メール送信がない場合、何らかの方法で議会事務局へ連絡

議員の役割

- 地域（自主防災組織）で被災町民の救援・救助活動
- 災害情報の収集
- 被災者に対する相談及び助言を自主防災と連携
- 要望等を収集し自主防災へ報告

風水害の場合の行動はこれに準ずる

議長の役割

- 町災害対策本部からの情報を議員に提供
- 今後の対応（活動方針）協議のため、災害状況に応じ、速やかに議員を招集して議会全員協議会を開催（注 1）

議員の参集

- 二宮町で震度 7 以上の地震が発生した場合は、発生した日から 2 日後の午前 10 時に参集することを原則

（注 1）

要望活動

- 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対しての要望活動
- 各常任委員会は、町の復旧、復興に必要な調査を行い、町施策に対する要望の取り纏め

（注 1） 役場の崩壊等で使用出来ない場合は、議長の指示する建物に参集